

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員 (母子父子寡婦福祉資金償還協力員) 採用試験募集案内

◆鳥取県西部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 子ども・ひとり親担当◆
〒683-0054 米子市糶町一丁目160 (1号館1階)
電話(0859)31-9303 <https://www.pref.tottori.lg.jp/seibu-kenminfukushi/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	<p>随時募集しています。</p> <p>◎持参、郵送どちらでも申込みができます。</p> <p>◎持参による場合の受付時間 平日の午前9時～午後5時に子ども家庭課（西部総合事務所1号館1階）で受け付けます。 (土・日曜日、祝日は、閉庁日のため受け付けておりません。)</p>
試験日時	<p>随時実施します。</p> <p>◎試験日はご相談の上、日程調整して実施します。電話連絡しますので、採用試験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。</p>
試験会場	<p>西部総合事務所事務所1号館2階 第4会議室 (予定) (米子市糶町一丁目160)</p>
試験結果発表日	<p>試験日の翌日から3営業日以内</p>

◆試験に関する変更等については電話連絡しますので連絡がつくようにお願いします。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予 定 者 数	職 務 内 容	配 属 先
母子父子寡婦福祉 資金償還協力員	1 名	・母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還事務	西部総合事務所 県民福祉局 子ども家庭課

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 普通自動車の運転免許（オートマ限定可）を取得していること。
- (3) 求める人材
 - ・自動車を使用して世帯訪問等を行うことが可能な人
 - ・対人交渉についての業務経験を有する人
 - ・パソコン（ワード・エクセル）を使用し、文書作成ができる人
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (5) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人、又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
専門試験	60点	作文試験（約50分） ・800字以内 ・テーマ「母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還業務において必要と考えることについて」 （償還業務は、ひとり親家庭に対する「母子父子寡婦福祉資金の貸付金」の滞納者について、生計実態の把握、償還計画の指導、償還督促等を行います。必要と考えること、対応方法の提案等をお聞かせください） ※参考図書等の持込不可
人物試験	135点	個別面接による人物についての口述試験（約15分）

5 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

※試験日程によっては令和8年4月1日以降の採用となる場合があります。

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 経験年数に応じて、時間額 1,480円～1,590円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※勤務期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100）</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円に1箇月の通勤回数に乗じて21で除した額を支給します。 ※採用日が中途である場合は、初月分は支給されません。</p>
福 利	<p>災害補償制度 ※加入要件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に5日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>月12日、1日4時間（1か月48時間を原則とする）</p> <p>・午前9時から午後1時まで又は午後1時30分から午後5時30分まで（公務の必要により変更する場合があります）</p> <p>・月に1回程度午後5時から午後9時まで</p> <p>※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。</p>

任用期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。（再度の任用4回まで。最長で令和13年3月末まで）
------	---

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	採用試験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。
申込先	鳥取県西部総合事務所県民福祉局子ども家庭課 〒683-0054 米子市糺町一丁目160（1号館1階） 電話(0859)31-9303 担当 吉井（よしい）、川田
申込書の記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。 4 最終学歴欄には、最終学歴だけ記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
注意事項等	◎封筒の表に赤字で「県会計年度任用職員受験」と記入してください。 ◎受験票は交付しません。郵送の方には、受験番号は電話でお伝えします。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。 ◎車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

8 採用予定者の決定方法

専門試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者を決定します。
ただし、採点項目の得点が一定の基準に満たない場合は、得点にかかわらず不合格とします。

9 試験結果の発表

試験結果は受験者全員に文書で通知します。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の可否、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1月間	鳥取県西部総合事務所 県民福祉局子ども家庭課

試験結果の開示の請求は、**受験者本人**（ただし、**受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可**）が運転免許証、学生証等の**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参して、直接開示場所においてください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に来場し、受付を終えてください。（遅刻者は原則受験できません。）
- 受験の際は、筆記具を持参してください。
- 庁舎敷地内は禁煙です。
- 駐車場には限りがあります。満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。
- 新型コロナウイルス等感染症対策のため、発熱等体調がすぐれない場合は来庁をご遠慮ください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

13 試験会場地図

